

相模原市農業委員会第9回会議議事録

開 会 日 時 令和元年11月29日 午後1時31分

閉 会 日 時 令和元年11月29日 午後3時38分

開 催 場 所 市役所第2別館3階 第3委員会室

出 席 委 員 (印)

	西山 和秀		中里 州克		榎田 和子
	八木 拓美		市川 忠孝		藤村 達人
	關山 富雄		小林 康史		高橋 三行
	古木 清		齋藤 憲一		天野 明
	江藤 昭利		菱山 喜章		加藤 正博
	阿部 健		八木 健一		
	渋谷 利雄	14	金井 睦		

出席委員 18名

欠席委員 1名(14番金井睦委員)

傍聴人 0名

事 務 局 相澤博 鈴木和夫 伊藤和彦 松島政幸 一之瀬素弘 中山隆司
齋藤綾子 山田彩奈

議事録署名人 議 長

議席6番

議席9番

会議に付した事件

日程	番 号	件 名
1		会務報告
2		第 5 回農地利用最適化推進委員連絡会報告
3	議案第 5 3 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について
4	議案第 5 4 号	農地法第 4 条の規定による許可申請について
5	議案第 5 5 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について
6	議案第 5 6 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について
7	議案第 5 7 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について
8	議案第 5 8 号	農用地利用集積計画の決定について
9	議案第 5 9 号	農用地利用集積計画の決定について
1 0	議案第 6 0 号	農用地利用集積計画の決定について
1 1	議案第 6 1 号	農用地利用集積計画の決定について
1 2	議案第 6 2 号	農用地利用集積計画の決定について
1 3	報告第 5 3 号	相続税の納税猶予に関する適格者証明について
1 4	報告第 5 4 号	農地所有適格法人の報告について
1 5	報告第 5 5 号	非農地証明書の発行について
1 6	報告第 5 6 号	国税徴収法による滞納処分に係る農地等の現況照会に対する調査結果の報告について
1 7	報告第 5 7 号	地目変更登記に係る農地等の現況照会に対する調査結果の報告について
1 8	報告第 5 8 号	相続等による農地の権利取得届出の受理の報告について
1 9	報告第 5 9 号	市街化区域内農地の転用届出の受理の報告について

議事の内容 次のとおり

議長（八木会長）

ただいまから、相模原市農業委員会第9回総会を開催いたします。

ただいまの出席委員は18名で、定足数に達しております。

本日、金井睦委員より欠席の旨の通告がありましたので、ご報告いたします。

次に、本日の総会の議事録署名委員につきましては、6番阿部健委員、9番市川忠孝委員をご指名いたします。

日程 1 会務報告

議長（八木会長）

それでは、これより日程に入ります。

日程 1「会務報告」をいたします。

鈴木次長に報告いたさせます。

事務局（鈴木次長）

それでは、令和元年 10 月 31 日から令和元年 11 月 28 日までの主な会務について、ご報告いたします。

初めに、1. 会議でございます。

（1）県関係でございます。

11 月 7 日、厚木市文化会館大ホールにおきまして、令和元年度神奈川県農業委員会大会が開催されまして、農業委員 18 名、農地利用最適化推進委員 11 名が出席されております。内容につきましては、神奈川県農業会議会長表彰ほかでございます。

次に、11 月 20 日、JA グループ神奈川ビル 2 階講堂におきまして、神奈川県農業会議常設審議委員会が開催されまして、八木会長、榎田委員が出席されております。内容につきましては、農地法に係る諮問についてほかでございます。本市からは報告 5 件となっております。

次に、11 月 28 日、メルパルクホールにおきまして、令和元年度全国農業委員会会長代表者集会在開催されまして、八木会長ほか出席しております。内容につきましては、活動事例報告、要請決議ほかでございます。

続きまして、（2）市関係でございます。

10 月 31 日、市役所第 2 別館 3 階第 3 委員会室におきまして、農業委員会第 8 回総会を行いまして、農業委員 19 名が出席されております。内容につきましては、農地法第 3 条の許可申請についてほかでございます。

次に、11 月 1 日、職員会館 4 階第 2 会議室におきまして、第 55 回相模原市農業まつり実行委員会検討部会が行われまして、私、次長が出席しております。内容につきましては、第 55 回相模原市農業まつり集中行事についてほかでございます。

次に、11 月 8 日、市役所第 2 別館 3 階第 3 委員会室におきまして、第 5 回農地利用最適化推進委員連絡会を行いまして、農地利用最適化推進委員 16 名、農業委員 16 名が出席されております。内容につきましては、農地中間管理事業についてほかでございます。

次に、11 月 21 日、市役所本館 5 階会長室におきまして、役員会を行いまして、八木会長、阿部副会長が出席されております。内容につきましては、総会提出案件ほかでございます。

次に、裏面に移らせていただきます。

2. その他でございます。

（1）市関係でございます。

11 月 10 日、淵野辺公園におきまして、第 55 回相模原市農業まつりが開催されまして、八木会長、阿部副会長、農業委員 5 名、農地利用最適化推進委員 4 名、相澤事務

局長、私、次長ほかが参加しております。内容につきましては、開会式への出席、活動紹介、農業クイズほかでございます。

次に、11月12日、緑区青根地内におきまして、農地再生モデル事業を行いまして、農業委員8名、農地利用最適化推進委員8名、私、次長ほかが出席しております。内容につきましては、津久井在来大豆収穫でございます。

次に、11月14日、産業会館1階多目的ホールにおきまして、令和元年度大山丹沢系鳥獣等問題市町村議員連絡協議会研修会が開催されまして、八木会長が出席されております。内容につきましては、野生鳥獣対策についてでございます。

次に、11月16日、神奈川つくい農業協働組合本店2階第1会議室におきまして、令和元年度JA神奈川つくい農産物共進会審査が行われまして、小嶋主査が出席しております。内容につきましては、共進会の審査でございます。

最後になりますが、11月17日、神奈川つくい農業協働組合本店JAまつり特設ステージにおきまして、令和元年度JA神奈川つくい農産物共進会褒賞授与式が行われまして、八木会長が出席されております。内容につきましては、褒賞授与でございます。

以上で報告を終わります。

議長（八木会長）

ただいまの会務報告について、何かご発言がございましたら、お願いいたします。

16番（藤村委員）

大山丹沢系鳥獣等問題市町村議員連絡協議会研修会に八木会長が出られているんですけど、どんな内容だったか紹介していただきたい。

議長（八木会長）

大山丹沢山系の鳥獣等問題市町村議員連絡協議会主催で行われまして、研修内容は野生鳥獣対策についてということで、麻布大学獣医学部動物行動管理学研究室の加瀬ちひろ先生から、柿などを木にならせたままだったり、野菜の残渣を捨てたりということで、民家の近くに人間が餌場をつくって、鳥獣がおいしいものに慣れて近づいてきているということで、地域的に、皆さんで協力して、餌場をなくしたり、山と畑の境界を見通しのいいような形で、巣をつくらせないということを中心に講演していただきました。私たちが頭の中ではわかっているんですけども、地域みんなで協力して対策をしていかなないと、野生動物は勉強して、楽をして栄養価の高い物が食べられるところへ、どんどん集まってくるというお話をしていただきました。

16番（藤村委員）

ありがとうございました。

議長（八木会長）

よろしいでしょうか。

ほかに何か、ご発言ございますか。

なければ、以上で会務報告を終わります。

日程2 第5回農地利用最適化推進委員連絡会報告

議長（八木会長）

続いて、日程2「第5回農地利用最適化推進委員連絡会報告」をいたします。

阿部副会長から報告をお願いいたします。

委員長（阿部副会長）

1 1月8日に行われました第5回相模原市農地利用最適化推進委員連絡会の結果を報告いたします。配付されております資料を見ていただきたいと思います。

4の議題でございます。

(1) 台風19号に伴う災害及び対応状況について、事務局長から、台風19号に伴う主な被害状況等について説明がございました。

(2) 農地中間管理事業について、神奈川県農業公社中島現地駐在員から、農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部改正について説明がありました。委員からは、農協と農地中間管理機構の連携等について質問がありました。

(3) 相模原市農業委員会事務専決規程の一部改正について、事務局から、相模原市農業委員会事務専決規程の一部改正について説明がございました。

(4) 農地の利用状況調査及び利用意向調査について、事務局から調査の流れや台風19号の被害に伴う調査内容の変更について説明がございました。

裏面に移っていただきまして、(5) 令和2年度相模原市農地等の利用の最適化の推進に関する意見に対する回答について、事務局から提出しました意見に対する市の回答について報告がありました。回答に対する質問票の提出について、依頼がありました。

(6) 令和元年度神奈川県農業会議農政活動協力金について、事務局から、農政活動協力金の概要及び事務日程について説明がありました。

(7) 第55回相模原市農業まつりについて、事務局から、ブースの内容や啓発活動、協力依頼について説明がありました。

(8) 相模原市農協、神奈川つくい農協との意見交換会の延期について、事務局から、台風19号の被害に伴う意見交換会の延期ということで連絡がありました。

(9) 2020農林業センサスについて、市情報政策課統計班山下総括副主幹から、農林業センサスの調査の概要、調査員の協力依頼について説明がありました。

(10) 10月までの活動報告について、特に報告はございませんでした。

(11) その他について、事務局から、次回個別報告会の日程について連絡がありました。また、県農業会議から提出された農業委員等の綱紀肅正についての説明がございました。

以上、報告を終わります。

議長（八木会長）

報告が終わりました。ただいまの報告について、何かご発言がございましたら、お願いいたします。

議長（八木会長）

よろしいですか。

それでは、以上で第5回農地利用最適化推進委員連絡会報告を終わります。

日程3 議案第53号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長（八木会長）

続いて、日程3議案第53号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（松島所長）

それでは1ページをご覧ください。議案を朗読いたします。

議案第53号 農地法第3条の規定による許可申請について。別紙農地の所有権移転等許可申請收受番号3-1010は、農地法第3条の規定により適切と認められるので、許可するものとする。令和元年11月29日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、2ページをご覧ください。

收受番号3-1010は、三ヶ木に住む譲受人が被相続人の農地を遺贈により取得する申請です。現地の状況につきましては、スクリーンをご覧ください。案内図は1ページをご覧ください。斜線部分が本案件の申請地です。申請地は、青山の畑、3筆、1,624㎡です。今後の作付は、柿、イチジクの栽培を予定しています。審査基準につきましては、現地及び申請書で確認しています。全部効率利用要件については、経営農地2筆、1,263㎡全て適切に管理されていることを確認しており、取得する農地と合わせて2,887㎡となり、下限面積要件の2,000㎡以上を満たしています。農作業常時従事要件150日以上については、譲受人は50日ですが、世帯員である父が300日、母が50日で要件を満たしております。地域との調和要件については、周辺の農地の利用に影響を与えないこと、周辺地域の農業経営との調和に努めることを確認しています。以上4点、審査基準を満たしていることから、許可相当と判断しました。

1点補足説明いたしますと、譲受人は被相続人の孫に当たる方となっております。

以上でございます。

議長（八木会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さん、補足説明やご意見はございませんか。

津久井地区担当、榎田委員さん、お願いいたします。

15番（榎田委員）

11月28日、現地を調査してまいりました。今、事務局から説明があったとおり、祖母から孫への遺贈という形です。渡された地図を見てわかるとおり、入っていったところの川沿いに2カ所、それから、道路沿いに1カ所、場所としましては、下のほうにぐるっと弓なりに道がありますが、これは左へずっと上っていくと青野原、青根に向かう道です。今言った道は三太の里へ行く旧道になります。ですから、そこにイチジクを植えて樹木が繁っても、周りの農地には全く影響ないところなので、問題ないと思います。

以上です。

議長（八木会長）

これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（八木会長）

よろしいですか。

それでは、採決をさせていただきます。

議案第53号について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

全員挙手

議長（八木会長）

挙手全員。

よって日程3 議案第53号については、原案のとおり決定いたしました。

日程4 議案第54号 農地法第4条の規定による許可申請について

議長（八木会長）

続いて、日程4議案第54号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤担当課長）

それでは、3ページをご覧ください。議案を朗読いたします。

議案第54号 農地法第4条の規定による許可申請について。別紙農地の転用許可申請收受番号4-12から4-14及び4-1004は相当とする理由があるので、農地法第4条第3項の規定により意見を付して、市長あてに送付するものとする。令和元年11月29日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、4ページをご覧ください。

收受番号4-12は、申請人が所有する磯部の農地、1筆、330㎡を駐車場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンをご覧ください。案内図は2ページをご覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由といたしましては、不動産業者からの要望により、近隣の耕作者が使用する貸し駐車場として転用するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、車両出入口側を除き、安全鋼板で土留めをし、雨水については、砕石敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は誠心相陽幼稚園の東約170mです。

続きまして、收受番号4-13は、申請人が所有する新磯野の農地、1筆、991㎡を駐車場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンをご覧ください。案内図は3ページをご覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由といたしましては、建設業者からの要望により、駐車場として転用するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、車両出入口側を除き、ブロック積み1段から3段で土留めし、越境防止策として、単管パイプ横2段を設置する計画です。雨水については、砕石敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は市立若草小学校の南西約250mです。

続きまして、收受番号4-14は、申請人が所有する新磯野の農地、1筆、991㎡を車両置き場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンをご覧ください。案内図は4ページをご覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由といたしましては、自動車販売業者からの要望により、車両置き場として転用するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、車両出入口側を除き、土留め鋼板で土留めし、雨水については、砕石敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は市立若草小学校の南西約550メートルです。

以上で本庁分の説明を終わります。

事務局（松島所長）

続きまして、津久井事務所管内の1件を説明いたします。同じく4ページをご覧ください。

收受番号4-1004ですが、現地の状況につきましては、スクリーンをご覧ください。案内図は5ページとなりまして、斜線部分が本案件の申請地となります。本案件は、

申請人が所有する緑区小原の農地、1筆、1,139㎡のうち208.9㎡を自己住宅として転用するための申請です。申請理由といたしましては、居住していた自宅が台風19号により全壊し、新たに自己住宅を建築するためでございます。農地区分は第2種農地です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、隣接地への土留め策として、道路側を除き、新設石積み及び新設土留め矢板で土留めする計画で、雨水は浸透処理施設による敷地内浸透とする計画です。申請地は小原宿本陣の北約2,100mです。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さん、補足説明やご意見はございませんか。

收受番号4-12から4-14については、南区担当委員さん、お願いいたします。

1番（西山委員）

11月21日に現地確認に行っていました。

まず、4-12ですが、面積的には330㎡ということで、全体の中から見ると狭い場所を近くの耕作者のために貸すということですが、この写真には写っていませんけれども、この手前のほうが道路になっています。3.6m道路ですが、桑の木とか雑木等がありまして、車の通行にはかなり難がある場所で、道路も結構ガタガタでした。ですから、場所的に、畑だけ見て駐車場ということに関しては問題ないのですが、ここに行くまでの道路があまりにも狭いので、その辺が問題はなかろうかという疑問はありますけれども、ほかの農地に入るにも駐車場が必要ですので、そういう目的のための駐車場であればよろしいかと思えます。

続きまして、4-13ですが、写真を見ても、周りはかなり荒廃と申しますか、荒れております。この地域におきましては、このような場所がかなり多く、ここなどは、まだ、きれいになっているほうです。ですから、そういう目的できれいにして対応するのであれば、これもまたよろしいかなと思えますので、ご賛同いただきたいと思えます。

続きまして、4-14に移ります。ここも左右奥を見ていただければ、ご覧のとおりのものでして、ただいまの4-13と同じように、きれいにして車両置き場、隣も既に車両置き場として使われておりますし、同等の使用であれば、可能ではなかろうかと。また、見ていただいて、きれいになっていますので、環境問題からしても、きれいにして使うのがこの地域におきましては一番の対応策かと思えますので、ご理解とご賛同いただければと思えます。よろしくお願いいたします。

議長（八木会長）

続きまして、收受番号4-1004については、相模湖地区担当さん、お願いいたします。

5番（江藤委員）

11月25日に現地調査に行ってきました。ここから、ここに建てるんですけども、手前に橋があるんですけど、被災された方は、ここから約200mくらい上のほうに自宅がありまして、ほとんど山が崩れまして、自宅が使えない状態です。道路も、この橋までは使えるんですけども、この上はほとんど台風で使えない状態になっております。場所的には、国道20号から約2キロくらい中に入ったところでして、本人は今、底沢

集会所で生活されているということですから、致し方ないのではないかなと思います。
よろしくをお願いします。

議長（八木会長）

これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（八木会長）

よろしいですか。

それでは、採決をさせていただきます。

議案第54号について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

全員挙手

議長（八木会長）

挙手全員。

よって日程4議案第54号については、原案のとおり決定いたしました。

日程5 議案第55号 農地法第5条の規定による許可申請について

議長（八木会長）

続いて、日程5 議案第55号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤担当課長）

それでは、5ページをご覧ください。議案を朗読いたします。

議案第55号 農地法第5条の規定による許可申請について。別紙農地の転用を伴う所有権移転等許可申請收受番号5-9から5-15及び5-1038から5-1039は、相当とする理由があるので、農地法第5条第3項において準用する同法第4条第3項の規定により意見を付して、市長あてに送付するものとする。令和元年11月29日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、6ページから11ページをご覧ください。本庁分を説明いたします。

收受番号5-9は、譲受人の的場土建有限会社が、譲渡人が所有する田名の農地、1筆、1,983㎡の所有権移転を受け、資材置き場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンをご覧ください。案内図は6ページをご覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由といたしましては、現在使用している資材置き場を返却し、事務所近くに新たに資材置き場を確保するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、車両出入口を除き、ブロック積み2段から3段及び万能鋼板で土留めし、雨水については、砕石敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は塩田八景公園の北西約300mです。

続きまして、收受番号5-10は、譲受人の株式会社トーシンリフォームが、譲渡人が所有する麻溝台の農地、1筆、472㎡の所有権移転を受け、資材置き場及び駐車場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンをご覧ください。案内図は7ページをご覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由といたしましては、現在使用している資材置き場が手狭なため、新たに資材置き場及び駐車場を確保するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、車両出入口を除き、万能鋼板で土留めし、雨水については、砕石敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は三ノ原公園の南西約220mです。

続きまして、收受番号5-11は、譲受人の合同会社中村が、譲渡人が所有する下溝の農地、1筆、684㎡の所有権移転を受け、資材置き場及び駐車場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンをご覧ください。案内図は7ページをご覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由といたしましては、現在使用している資材置き場を返却し、新たに資材置き場及び駐車場を確保するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、車両出入口を除き、万能鋼板で土留めし、雨水については、砕石敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は三ノ原公園の南西約200mです。

続きまして、收受番号5-12は、譲受人の株式会社西野工務店が、譲渡人が所有する下溝の農地、3筆、597㎡の所有権移転を受け、資材置き場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンをご覧ください。案内図は8ページ

をご覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由といたしましては、現在使用している資材置き場が事業規模拡大に伴い手狭となったため、新たに資材置き場を確保するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、車両出入口を除き、北及び南側をブロック積み3段及び万能鋼板で土留めし、西、東側は万能鋼板のみで土留めをする計画です。雨水については、碎石敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は下溝古山公園の南東約210mです。

続きまして、收受番号5-13は、譲受人の株式会社ファーストワイズが、譲渡人が所有する新磯野2丁目の農地、1筆、126㎡の所有権移転を受け、資材置き場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンをご覧ください。案内図は9ページをご覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由といたしましては、現在使用している資材置き場がないため、新たに資材置き場を確保するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、車両出入口を除き、西、南側を足場パネルで土留めし、北側は既存単管パイプを利用する計画です。雨水については、碎石敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は市立もえぎ台小学校の北西約100mです。

続きまして、收受番号5-14は、貸し人が所有する下溝の農地、1筆、2,445㎡を、借り人が賃借権設定により借り受け、資材置き場及び駐車場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンをご覧ください。案内図は10ページをご覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由といたしましては、現在使用している資材置き場が事業規模拡大に伴い手狭となったため、新たに資材置き場及び駐車場を確保するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、車両出入口を除き、安全鋼板または既存ブロックで土留めをし、雨水については、砂利敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は下溝十三ノ原公園の北東約150mです。

続きまして、收受番号5-15は、譲受人のサーティーフォー東京株式会社が、譲渡人が所有する大島の農地、1筆、1,329㎡の所有権移転を受け、建築条件付宅地分譲として転用するための申請です。案内図は11ページをご覧ください。現地の状況につきましては、スクリーンをご覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由といたしましては、不動産を営む法人が都市計画法第34条第11号による都市計画法による市街化調整区域等における開発許可等の基準に関する条例で市長が指定した土地の区域において、宅地8区画、道路、下水道施設及びごみ集積所の開発行為を行うための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、南側の出入口を除き、ブロック積み1段から3段で土留めをし、雨水については、浸透トレンチによる敷地内浸透とする計画です。汚水については、公共下水道に接続いたします。申請地は中の郷あさひ公園の南約70mです。

以上で本庁分の説明を終わります。

事務局（松島所長）

続きまして、津久井事務所管内の2件を説明いたします。11ページをご覧ください。

初めに、收受番号5-1038は、譲渡人が所有の緑区小倉の農地、2筆、341㎡を所有権移転して、自己住宅に転用するものです。現地の状況につきましては、スクリーンをご覧ください。案内図は12ページとなりまして、斜線部分が本案件の申請地と

なります。申請理由は、譲受人は現在、親と同居しており、新たに自己住宅を建築するためでございます。農地区分は第2種農地です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、道路側を除き、新設のコンクリートブロック1段から3段積みで土留めする計画で、雨水は浸透処理施設による敷地内浸透とする計画です。申請地は小倉自治会館の北西約380mです。

続きまして、收受番号5-1039は、譲渡人が所有の緑区根小屋の農地、1筆、80㎡を所有権移転して、駐車場及び倉庫に転用するものです。現地の状況につきましては、スクリーンをご覧ください。案内図は13ページとなりまして、斜線部分が本案件の申請地となります。申請理由は、現在居住している住宅敷地が手狭であり、新たに駐車場及び倉庫敷地を確保するためでございます。農地区分は第2種農地です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、自宅及び道路側を除き、周囲を新設コンクリートブロック2段積み及び既設コンクリートブロックで土留めする計画で、雨水は砂利敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は金丸公園の北東約590mです。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さん、補足説明やご意見はございませんか。

收受番号5-9については、中央区担当の金井委員にお願いするところでございますが、本日、欠席しております。金井委員より、11月24日に現地確認したところ、特に問題はなかったとの報告を受けております。

続きまして、收受番号5-10から5-12及び5-14については、南区担当委員さん、お願いいたします。

3番（關山委員）

5-10と5-11はちょうど隣り合わせになっているところでして、不耕作ということですが、荒廃しているわけではなくて、農地として使える状態になっておりました。20日に現地を見てきたんですけれども、周囲は北里大学病院の駐車場、手前は老人福祉施設等がありまして、ここの土地を資材置き場、駐車場として所有権移転をするということですので、特に問題はないのではないかと判断をいたしました。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

5-12ですけれども、同じく20日に見てきたんですが、この写真のとおり、隣に会社がありまして、その反対側は住宅があるんですが、境に木があったりしまして、3mの万能鋼板を立てるということですけど、家が離れていまして、特にその影響というのはないように思われます。かえって、台風が来たときにはいいのかなという感じでして、右側のほうは倉庫みたいのがあるので、万能鋼板の影響はないかなと思います。現在はいろいろと耕作をされている状況ですけれども、ここも所有権移転をするということで、問題ないかと思えます。

1つ飛ばしまして5-14ですけれども、ここはきれいに耕作されているところでして、この写真のとおり、左右が資材置き場、駐車場になっております。いい畑ですけど、やむを得ないと思います。特に問題はないと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（八木会長）

続きまして、收受番号5 - 13については、南区担当委員さん、お願いいたします。

1番（西山委員）

11月21日に現地確認に行っていました。左のほうに見えますのは消防署です。案内図を見ますと、畑の中の一画のように見えますけれども、9ページの案内図、矢印のあるところは、先般、非農地確認で、道路としての確認をいたしておりますので、道路から真っすぐ入ってこられます。この右側の青い部分がそうになっております。兄弟で分筆したようですが、この部分と手前のところが非常に荒れておりまして、奥のほうがかかりと耕作されておるとい状況です。また、先ほどの地域と同じようなところがありまして、右奥のほうを見ますと、いろいろなものを積んだり、荒れたりしているような状況下ですが、こういうところは、やはり整備して、きれいにして使用していただければ、他に与える影響も少なくなっていくのかなと解釈しておりますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

議長（八木会長）

続きまして、收受番号5 - 15については、緑区担当委員さん、お願いいたします。

4番（古木委員）

11月18日に現地確認しました。地図では、コの字で、真ん中ちょっと右側の端の下のほうは住宅です。この畑は、何も野菜を植えないけど、トラクターできれいにしてある。今回は、家の赤い上のところに土を盛って、ブルドーザーで草を全部よけてある土地ですけど、左右に4区画ずつの8棟という開発で、家を壊しながらやっていくという感じで、家のところは宅地ですから農地ではないんですけど、1,600㎡の開発で、今回も住宅のところだけ外して、右側の家の庭が畑になっている状態で、瓦ぶきの屋根が剥がれてしまっています。要は、農地としてはきれいで、問題ないのではないかと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

議長（八木会長）

続きまして、收受番号5 - 1038については、城山地区担当委員さん、お願いいたします。

11番（齋藤委員）

11月25日に現地を調査いたしました。当案件は、いずれにしても市街化調整区域の件が挙がってくるわけですけど、所有権を移転して、譲受人が自己住宅を建設するもので、農家の分家住宅に相当する内容です。2筆で341㎡ということで第2種農地、現況は見ていただければわかるように、耕作しているというより、非常にきれいに整備されているような状況でした。一帯は住宅が非常に多い地域になっておりまして、今の写真は南、左側にブロックがあるのが北側ですけど、ここに1軒住宅があって、手前が道路で、手前に住宅が何軒かありまして、先ほど耕作してありましたのが南側の場所ですけど、結構、住宅が多い場所というのが実態でございます。ただ、11ページに農振の地域内という表示がされていまして、これは農振地区、この一帯、一部、住宅も多いんですけど、農振地区になっているのかなと、私自身、担当しているんですけど、この上は一帯、全部そうですけど、いずれにしても、住宅の建設ということなので、法的に開発許可というものが出ている、あるいは今後とるといことなのか、そういうことで

あれば、分家住宅ということなので問題はない。特に建てる場所については、周りに迷惑がかかったり、近隣の人に聞いていますけど、問題があるような場所ではございませんので、その点は特に心配はないと思います。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（八木会長）

続きまして、収受番号5 - 1039については、津久井地区担当委員さん、お願いいたします。

9番（市川委員）

11月27日に現地を確認してまいりました。現場はほとんど、以前に分譲されたような場所で、この場所も80㎡というところで、それから、一時、畑みたいにつくっていたということで、今回、再度、提出ということになったらしいんですけど、ここの道を挟んで見えない左側のほうが大きい駐車場になっていまして、その先が崖ということで、この奥の白い壁が見えますが、ここの人がここへ駐車場と物置を立てると聞いてございます。あとは事務局の説明どおりで、よろしくご審議いただきたいと思います。

議長（八木会長）

それでは、これより質疑に入ります。

11番（齋藤委員）

収受番号5 - 14、約25アールかな、2反ある大きい、非常に立派な畑ですけど、周りはいろいろ転用がかかっているような場所になっていて、仕方ないということですが、10ページのところに、農振という場所に地域内と書いてあるのは、ここは農振地区ですか。その点を1点聞きたいのと、当然、議案に上がってきていることですから、問題ないということだと思んですけど、農振地区内という判断で、資材置き場とか駐車場、こういうものについては法的にはクリアされているという受けとめでよろしいのでしょうか。

事務局（伊藤担当課長）

こちらは、議案にあるように、農振地域内ですけれども、第三種農地の要件がとれてしまうところとして、農振地域内で何をやってはいけないとか、そういう縛りはないので、駐車場や資材置き場または家を建てることも、条件がそろえばできます。農振の中で、なおかつ農用地であれば当然できませんけれども、農振農用地外なので、基本的には転用ができてしまうということです。

11番（齋藤委員）

はい、わかりました。結構です。

16番（藤村委員）

法律上そういうことだと思んですけど、この畑は、非常にきれいにつくられているというか、家庭菜園というよりは、本格的な農家の方がやられていると思うんですけど、つくられているのは、例えば新規就農者とか、どういう方がつくられたんでしょうか。

事務局（伊藤担当課長）

この土地については、特に利用権とか設定がないので、譲渡人が耕作しているのではないかと考えられます。

16番（藤村委員）

そうですか、はい。
議長（八木会長）
よろしいですか。

質疑なし

議長（八木会長）
それでは、採決をさせていただきます。
議案第55号について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

全員挙手

議長（八木会長）
挙手全員。
よって日程5 議案第55号については、原案のとおり決定いたしました。

日程6 議案第56号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程7 議案第57号 農地法第5条の規定による許可申請について

議長（八木会長）

続いて、日程6議案第56号、日程7議案第57号につきましては、関連議案になりますので、2議案を一括して議題に供したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

[異議なしの声]

議長（八木会長）

ご異議なしと認めます。

それでは、議案第56号、議案第57号を一括して議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（松島所長）

それでは12ページをご覧ください。議案を朗読します。

議案第56号 農地法第3条の規定による許可申請について。別紙農地の所有権移転等許可申請收受番号3-1008から3-1009は、農地法第3条の規定により適切と認められるので、許可するものとする。令和元年11月29日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、13ページをご覧ください。

收受番号3-1008、3-1009は、貸渡人2名が所有する緑区青野原の農地、2筆、2,399㎡について、その上部に営農型太陽光パネルを設置するため、区分地上権を設定するものです。現地の状況につきましては、スクリーンをご覧ください。案内図は14ページをご覧ください。斜線部分が本案件の申請地です。申請理由ですが、申請地は解除条件付法人のさがみこファームが令和元年9月より利用権設定を受けている農地で、その上部に借受人のたまエンパワー株式会社が太陽光パネルを設置し、発電及び売電を行うためです。なお、太陽光パネルを設置するための支柱につきましては、農地法第5条の一時転用許可が必要で、後ほど、関連議案として説明いたします。営農者のさがみこファームでは、申請地でポット栽培によるブルーベリー栽培を予定しており、今後、環境が整い次第、養液栽培を展開していく計画となっております。作物への影響についてですが、太陽光パネルの高さは、地上2.4mから2.5mとなっており、農作業を効率的に行う空間を確保していること、ブルーベリーの生育に適した日照量を確保できていることから、作物への影響はないものと判断いたしました。

続きまして、関連議案となります議案第57号の收受番号5-1037について説明いたします。14ページをご覧ください。議案を朗読いたします。

議案第57号 農地法第5条の規定による許可申請について。別紙農地の転用を伴う所有権移転等許可申請收受番号5-1017は、相当とする理由があるので、農地法第5条第3項において準用する同法第4条第3項の規定により意見を付して、市長あてに送付するものとする。令和元年11月29日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、15ページをご覧ください。

収受番号5 - 1037は、貸渡人が所有の緑区青野原の農地、2筆、2,399㎡のうち、1.24㎡に賃借権を設定して、営農型太陽光パネルの支柱部分を一時転用するものです。現地の状況につきましては、スクリーンをご覧ください。案内図は14ページとなりまして、斜線部分が本案件の申請地です。申請理由は、借受人は太陽光発電事業を営んでおり、申請地の上部に太陽光パネルを設置するため、支柱を設置し、発電及び売電を行うためです。

次に、一時転用面積の積算ですが、支柱1本当当たりの面積は116.64㎡、㎡に換算すると0.011664㎡となります。案内図右側の筆269番では、40本の支柱を設置するので、面積は0.47㎡となります。案内図左側の筆275番では、66本の支柱を設置するので、面積は0.77㎡となり、合計で1.24㎡の一時転用となります。基礎部門となる杭は、長さ2m、直径76mmのスクリークを深さ1.7mまで打ち込みます。その杭に支柱をジョイントさせ、高さ2.4mから2.5mの支柱を設置いたします。この工法は、営農型発電設備を設置する際の一般的な工法で、強度などについて問題ないものと考えております。農地区分は農用区域内農地です。隣接地への被害防除は、農地全体に浸透性防草シートを敷き、雨水及び土砂の流出を防ぐ計画です。申請地は緑区役所青野原出張所の東約1,660mです。

補足をいたしますと、今回の営農型発電設備に係る転用許可の基準になりますが、簡易な構造で容易に撤去できる支柱であること、下部の農地における営農の適切な継続を前提とするもので、太陽光パネルの枚数や設置間隔などが作物の生育に適した日照量を保つ設計であるほか、太陽光パネルの地上高や支柱の間隔が効率的に営農できる空間を確保することが必要とされております。

許可後の営農に関してですが、地域の平均的な単収と比較して2割以上減少している場合や、農作物の品質に著しい劣化が生じている場合は、適切に営農が継続されていないと判断し、設備撤去の指導を行うこととなります。

また、農作物の収穫状況につきましては、毎年1月末までに報告することとなっておりますが、今回の申請地ではブルーベリー栽培を行うこととしていまして、4年目から本格的な収穫を予定しております。このため、申請の最初の3年間につきましては、栽培管理が適切になされ、通常どおり、生育段階に至っているかというものを確認することとしております。こうした適切な営農が継続されておれば、今回、一時転用期間3年となっておりますが、満了時に改めて許可申請をいただいて、更新することが可能となっております。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さん、補足説明やご意見はございませんか。

収受番号3 - 1008、3 - 1009及び5 - 1037については、津久井地区担当さん、お願いいたします。

2番（八木委員）

11月27日、現地調査に行っていました。国道からちょっとおりたところなので、畑としても、パネルを張るにしても、周りにはさほど影響はないのかなということ

るでして、一応、2枚になっていますが、間にちょっと、さほどの広さではないんですけども畑がありまして、その部分を境にはするんですけども、1枚で事業を行うのかなという感じです。畑については、多少、草はあるものの、トラクターなりを使えば、すぐにも使えるような形になって、問題ないかと思われまます。

補足についてですけども、今回、営農型ソーラーシェアリングということで、相模原で初めての事業案件になり、課題や不安要素などあるのかなとは思いますが、一応、今後を担う農法といたしまして、モデル事業になり得るということで、農業委員会、農政課で情報を共有しながら見守っていただければいいかなと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長（八木会長）

それでは、これより質疑に入ります。

16番（藤村委員）

私の手ばかりで確認を忘れたんですけど、前、何か出ていたものはこれでしたっけ？

事務局（松島所長）

利用権を設定しています。

16番（藤村委員）

利用権の設定で、今、太陽光ではなくて、土地自体はたまエンパワー株式会社に貸してくれというのが前回出ていて、貸してくれた土地にいろいろつけますよというのが今回の申請ですか。

事務局（松島所長）

今回の営農者自体はさがみこファームという解除条件付法人がありまして、その土地の上に太陽光パネルをつけるということで、今回の事業をされるたまエンパワー株式会社に貸して、区分地上権を設定するというので、農地の支柱の上にパネルをつくるという意味で、3条の申請が出ているという形になっております。

16番（藤村委員）

この話は、15ページを見ていただくとわかるように、農用地区なので、下手なことはできない場所ですけど、太陽光を推進している方は、農用地の中でそれを有効に使えないかということで、一応、お話としては、なかなか結構なお話のようです。ただ、先ほどから出ているように、結構厳しいと思うんですけど、通常、農産物8割以上の収穫を得なければいけないということは、これは農業委員会としても見せていただいて、許可を出しただけではなくて、日常的に確認をして、適切に運営されているかどうかをチェックする必要があると思います。

事務局（松島所長）

先ほど説明の中に、毎年、農業委員会で収穫状況を確認することになっておるんですけど、ブルーベリー自体が4年目から本格的な収穫を迎えるということで、それまでの間は、順調にブルーベリーの苗がしっかり成長しているかというものは、農業委員会できちんとチェックを行う必要があると考えています。

16番（藤村委員）

3年目にできていなくても、では、やめろというわけにはいかないんですね。

事務局（松島所長）

しっかりと管理されていて、苗が順調に育っていることを確認しますので、もし委員

がおっしゃるとおり、順調でないということがあれば、そこはしっかりと確認した上で対応する必要があるかなと思っておりますが、こちらでもきちんとチェックする体制で臨みたいと思っております。

18番（天野委員）

この賃借権の設定と耐用年数の関係で、賃借権はどのくらいの期間で、これはどちらが撤去するのか。会社のほうが撤去するといったら、全部費用がかかるという説明だったんですが、そこら辺の指導はどうなっているか、わかったら教えていただきたいと思っております。

事務局（松島所長）

今回、賃借権につきましては、案件自体、3年という期間でございますが、きちんと生育されているということであれば、更新が可能になっております。

それから、費用の関係ですが、撤去費用につきましては、当然、今回の事業者であるたまエンパワー株式会社が、太陽光パネルの耐用年数が来た時点で撤去する契約にはなっております。しかしながら、万が一に備えるということで、事業者が経営上問題があってできないということになると、ここにこのまま太陽光が残ってしまう形になりますので、その場合には、土地の地権者で太陽光パネルを撤去しますという承諾書を書面でいただいております。

以上です。

18番（天野委員）

はい、わかりました。ありがとうございます。

17番（高橋委員）

太陽光パネルを立てるということは、送電の電柱がどういうふうに通るかということ。電柱の面積がこの畑にかかるならば、その面積も足さなければいけないのではないかなとも思うんですけども、いかがなものでしょうか。

事務局（松島所長）

当然、集約する施設というのは必要にはなっておるんですけども、その部分については、今回、面積上は計算は含まれておらない形になっております。その点については、今お答えできなくて申しわけないんですが、電気自体は、集約する施設から電柱を通じて確保ということになっております。

17番（高橋委員）

そうですね。だから、電柱を何本か立てないといけないのかなと私自身は思うんですけども。

事務局（松島所長）

一番直近の東京電力さんの電柱に接続する形での計画にはなっております。

17番（高橋委員）

そうだよ。80mから、全体では百何mになるんだらうから、本当は電柱の位置が欲しいんだな。

事務局（松島所長）

電気の集約のもの自体については、今回、電気事業に基づいて実施するということがありますので、基本的には転用自体の許可は要らないことにはなっております。

6番（阿部委員）

今のところのチェックも必要なことだなと思ったことと、もう一つ、先ほどの話で、ちょっと聞き漏らしたのかもしれませんが、収量の関係、8割という話がありましたけど、作付は、こブルーベリーをすると、4年から5年しないと、通常なら収量が上がってこないんですけど、施設の設置というのはいつからするのかということ、その兼ね合いによっては、8割かどうかという収量のチェック、どうやってしていくのかなというのは、樹種によっても違うところだと思いますけど、一般的な樹種がこれだけとれまますという定義を定めてやっているのか。これを農業委員会でチェックするとき、どうやってしていくのかというのが、ちょっと曖昧なんじゃないか。

17番（高橋委員）

曖昧だよな、それはそうだ。4年目と5年目のときは違うんだな。

6番（阿部委員）

ですから、収量が先に決まっていて、その後に設置して、その8割が確保できているということにするのか、その辺のところちょっと曖昧かなと思ったんですが。

事務局（松島所長）

まず、転用の許可がおりましたら、工事を進めて、来年の2月末時点では、苗の植えつけ及び太陽光パネルは設置を完了すると伺っております。

それから、農業委員会のチェックの体制ですが、毎年1月末に確認することとしておりますが、今回のさがみこファームでの収量の8割というところの確認ですが、このあたりの単収見込みというものが、農水省の特産果樹生産動態等調査というものをもとにして当てはめますと、さがみこファームが、今回4年後、具体的にブルーベリーの収穫が始まるわけですが、この2カ所の場所で収穫できる標準的なものが292kgとなりますので、この8割に当たります233.6kgというものが基準の収量となりますので、これを下回っている場合には、規定の収量までいっていないという話になりますので、これ以上の収穫があることを業者に確認してまいりたいと考えております。

以上です。

17番（高橋委員）

これを植えるのに、ポット栽培と聞きましたけれども、ポットの容量とかによって収量がこういうふうになるとか、あるんでしょうか。栽培方法によって規定があるということもあるのかなのか。

事務局（松島所長）

先ほど申し上げた農水省の数字自体は、栽培の種を問わず、この収量という形になりますが、ポット栽培については、現在、環境が整っていませんので、当面は、ポット栽培でない、普通の形で始めると聞いております。環境というのは、特に水の確保で、現在、ほかの関係する役所と調整が終わっていないということなので、水の確保ができれば、今後、ポット栽培ということで進めたいと聞いております。養液の栽培の形になりますと、より栄養が行き渡りやすくなり、作物の生育が早くなるということで、早くから収穫を期待することができるわけですが、今後、通常の4年目からの収穫というものの中で、今は進めていると伺っております。

1点補足で、図面上、このスクリーンの中に電柱が1本ありましたので、ここからつなげる形になっています。

議長（八木会長）

ほかにはございませんか。

質疑なし

議長（八木会長）

農業委員も推進委員も農業委員会皆さんで注視しながら、また、ある程度進んだら、現地を見に行くということも考えながら、ほかに御意見がなければ、お諮りしたいと思えますけれど、よろしいでしょうか。

[はいの声]

議長（八木会長）

それでは、ただいま2議案を一括して説明を行いました。採決についても一括とすることで、ご異議ございませんか。

[異議なしの声]

議長（八木会長）

ご異議なしと認めます。

それでは、採決をさせていただきます。

議案第56号、議案第57号について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

全員挙手

議長（八木会長）

挙手全員。

よって日程6議案第56号、日程7議案第57号については、原案のとおり決定いたしました。

日程 8 議案第 5 8 号 農用地利用集積計画の決定について

議長（八木会長）

続きまして、日程 8 議案第 5 8 号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤担当課長）

それでは、16 ページをご覧ください。議案を朗読いたします。

議案第 5 8 号 農用地利用集積計画の決定について。別紙農用地利用集積計画整理番号 31 - 61 から 31 - 89 及び 31 - 1034 から 31 - 1067 は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件に適合しているため、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により農用地利用集積計画を決定するものとする。令和元年 11 月 29 日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、17 ページから 39 ページをご覧ください。

本議案については、地権者と耕作者との相対での利用権設定のものになります。

17 ページの整理番号 31 - 61 から 27 ページの 31 - 89 までが本庁事務局管内で、全て期間満了に伴う更新の申請です。29 件、50 筆、35,700.30 m²になります。

続きまして、津久井事務所管内については、27 ページの整理番号 31 - 1034 から 39 ページの 31 - 1067 までで、同じく期間満了に伴い提出された申請で、34 件、61 筆、47,294 m²になります。

39 ページをお開きください。整理番号 31 - 1067 は、耕作者が世帯内で変更されることによって新規扱いとなっておりますが、実際は更新と同様となります。

本庁、津久井管内合わせて、合計で 63 件、111 筆、82,994.30 m²です。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（八木会長）

よろしいですか。

それでは、採決をさせていただきます。

議案第 5 8 号について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

全員挙手

議長（八木会長）

挙手全員。

よって日程 8 議案第 5 8 号については、原案のとおり決定いたしました。

日程9 議案第59号 農用地利用集積計画の決定について

議長（八木会長）

続いて、日程9議案第59号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤担当課長）

それでは、40ページをご覧ください。朗読いたします。

議案第59号 農用地利用集積計画の決定について。別紙農用地利用集積計画整理番号31-90から31-173は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件に適合しているため、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を決定するものとする。令和元年11月29日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、41ページから75ページをご覧ください。

本議案は、地権者から旧農地利用集積円滑化団体である相模原市農協が借り受けるためのもので、全て期間満了に伴う更新の申請で、84件、150筆で、面積は171,865㎡でございます。なお、次に読み上げる4件の農地については、相模原市農協が中間保有します。

まず、45ページをお開きください。

整理番号31-100の2筆のうち1筆、1,533㎡。

次に、47ページをお開きください。

整理番号31-106の2筆のうち1筆、1,848㎡。

続きまして、69ページをお開きください。

整理番号31-158の3筆のうち1筆、952㎡。

最後に、71ページをお開きください。

整理番号31-163の3筆のうち1筆、1,123㎡。

また、この後の議案第60号から議案第62号までの説明の中で、旧農地利用集積円滑化団体である相模原市農協については、相模原市農協と説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（八木会長）

よろしいですか。

それでは、採決をさせていただきます。

議案第59号について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

全員挙手

議長（八木会長）

挙手全員。

よって日程 9 議案第 5 9 号については、原案のとおり決定いたしました。

日程 10 議案第 60 号 農用地利用集積計画の決定について

議長（八木会長）

続いて、日程 10 議案第 60 号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤担当課長）

それでは、76 ページをご覧ください。議案を朗読いたします。

議案第 60 号 農用地利用集積計画の決定について。別紙農用地利用集積計画整理番号 31 - 174 から 31 - 216 は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件に適合しているため、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により農用地利用集積計画を決定するものとする。令和元年 11 月 29 日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、77 ページから 99 ページをご覧ください。

本議案は、相模原市農協が地権者から借り受けた農地を耕作者に貸し出すものです。件数は 43 件、109 筆、面積は 117,582 m²です。

なお、83 ページの整理番号 31 - 188 の 3 筆のうち 1 筆、1,466 m²は、相模原市農協が中間保有していた農地を新たに貸し出すもので、新規となります。

また、前議案の第 59 号で相模原市農協の借り受けとしては更新となっておりますが、本議案での貸し出しの中で、耕作者が変更されることにより、次の 5 件、6 筆、5,992 m²については新規となります。

79 ページをお開きください。

整理番号 31 - 178。

続いて、81 ページをお開きください。

整理番号 31 - 185。

続きまして、90 ページをお開きください。

整理番号 31 - 205 の 5 筆のうち 1 筆、497 m²。

続きまして、94 ページをお開きください。

整理番号 31 - 210。

最後、99 ページをお開きください。

整理番号 31 - 216 の農地でございます。

このほかは、期間満了に伴い、提出された更新の申請です。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（八木会長）

よろしいですか。

それでは、採決をさせていただきます。

議案第60号について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

全員挙手

議長（八木会長）

挙手全員。

よって日程10議案第60号については、原案のとおり決定いたしました。

日程 1 1 議案第 6 1 号 農用地利用集積計画の決定について

議長（八木会長）

続きまして、日程 1 1 議案第 6 1 号を議題に供しますが、農業委員会等に関する法律第 3 1 条の規定により議事参与が制限されますので、〇〇番〇〇委員には、恐れ入りますが、ご退席をお願いいたします。

〇〇番 〇〇 〇〇委員 退席

議長（八木会長）

それでは、日程 1 1 議案第 6 1 号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤担当課長）

それでは、100ページをお開きください。議案を朗読いたします。

議案第 6 1 号 農用地利用集積計画の決定について。別紙農用地利用集積計画整理番号 3 1 - 2 1 7 は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件に適合しているため、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定により農用地利用集積計画を決定するものとする。令和元年 1 1 月 2 9 日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、100ページから 102ページをご覧ください。

整理番号 3 1 - 2 1 7 は、相模原市農協が地権者から借り受けた農地を耕作者に貸し出すもので、期間満了に伴う更新の申請です。また、10筆のうち2筆、計 2,766㎡は耕作者が世帯内で変更されることにより新規となっておりますが、実際は更新と同様です。件数は1件、10筆、面積は 18,077㎡です。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（八木会長）

よろしいですか。

それでは、採決をさせていただきます。

議案第 6 1 号について、原案に賛成の方は、挙手をお願いします。

全員挙手

議長（八木会長）

挙手全員。

よって日程 1 1 議案第 6 1 号については、原案のとおり決定いたしました。

議事が終了いたしましたので、〇〇番〇〇委員には、ご着席をお願いいたします。

〇〇番 〇〇 〇〇委員 着席

日程 1 2 議案第 6 2 号 農用地利用集積計画の決定について

議長（八木会長）

続いて、日程 1 2 議案第 6 2 号を議題に供しますが、農業委員会等に関する法律第 3 1 条の規定により議事参与が制限されますので、○番○○委員には、恐れ入りますが、ご退席をお願いいたします。

○番 ○○ ○○委員 退席

議長（八木会長）

それでは、日程 1 2 議案第 6 2 号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤担当課長）

それでは、103 ページをご覧ください。議案を朗読いたします。

議案第 6 2 号 農用地利用集積計画の決定について。別紙農用地利用集積計画整理番号 3 1 - 2 1 8 は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件に適合しているため、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定により農用地利用集積計画を決定するものとする。令和元年 1 1 月 2 9 日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、104 ページをご覧ください。

整理番号 3 1 - 2 1 8 は、相模原市農協が地権者から借り受けた農地を耕作者に貸し出すもので、期間満了に伴う更新の申請です。件数は 1 件、5 筆、面積は 3,542 m²です。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（八木会長）

よろしいですか。

それでは、採決をさせていただきます。

議案第 6 2 号について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

全員挙手

議長（八木会長）

挙手全員。

よって日程 1 2 議案第 6 2 号については、原案のとおり決定いたしました。

議事が終了いたしましたので、○番○○委員には、ご着席をお願いいたします。

○番 ○○ ○○委員 着席

て

議長（八木会長）

続きまして、報告案件に移ります。

日程 1 3 報告第 5 3 号について、事務局に報告事項の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（一之瀬総括副主幹）

それでは、105 ページをご覧ください。朗読いたします。

報告第 5 3 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について。別紙の者につき、租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項に規定する農業相続人と認め、同法施行令第 40 条の 7 第 2 項の規定による相続税の納税猶予に関する適格者証明書の発行について、相模原市農業委員会事務専決規程第 4 条第 1 項第 2 号の規定により専決処理したので、同条第 2 項の規定により報告する。令和元年 1 月 29 日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、106 ページをご覧ください。今回、証明書を発行したのは 3 件になります。

整理番号 1 - 36 につきましては、中央区田名に所在の 7 筆、4,653 m²の相続に伴うもので、整理番号 1 - 37 につきましては、中央区上溝に所在の 3 筆、2,308 m²の相続に伴うものです。

次の 107 ページをご覧ください。

整理番号 1 - 1001 につきましては、緑区町屋に所在の 3 筆、2,006 m²の相続に伴うものです。

当該地の相続税の納税猶予の特例を受けるため、相続人により適格者証明願の提出があったものです。申請された農地につきましては、現地調査を行いまして、普通畑として良好に管理されていることを確認いたしました。また、申請者につきましても、耕作に必要な農機具を有していること、引き続き農業経営を行う意思がある旨を確認しまして、相続税の納税猶予に関する適格者であると判断をいたしました。

よって、整理番号 1 - 36 及び整理番号 1 - 37 につきましては 10 月 18 日付で、整理番号 1 - 1001 につきましては、10 月 11 日付で証明書を発行いたしました。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。ただいまの報告について、ご発言がございましたら、お願いいたします。

17 番（高橋委員）

こういう形で相続をした場合、市街化区域内の農地については、生産緑地制度を申告する必要があるんですか。あるいは申告しなくても、それが再びとれるかどうか、その辺を聞かせてください。

事務局（一之瀬総括副主幹）

市街化の農地につきましては、生産緑地に指定されていないと納税猶予制度の適用を受けることができませんので、順序的には、相続事由が発生した時点で生産緑地に指定

されていなければ納税猶予の適用にならないという形になっております。

17番（高橋委員）

生産緑地に指定されていなかった農地を指定することができるか。

事務局（一之瀬総括副主幹）

亡くなられたときに指定されていないと、納税猶予の適用にはなりませんので、後付けで生産緑地の指定はできても、納税猶予の適用にはなりません。

17番（高橋委員）

はい、わかりました。ありがとうございました。

議長（八木会長）

よろしいですか。

議長（八木会長）

ほかにございますか。

以上で日程13報告第53号を終わります。

日程 1 4 報告第 5 4 号 農地所有適格法人の報告について

議長（八木会長）

日程 1 4 報告第 5 4 号について、事務局に報告事項の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤担当課長）

それでは、108 ページをご覧ください。朗読いたします。

報告第 5 4 号 農地所有適格法人の報告について。農地法第 6 条の規定により、別紙のとおり農地所有適格法人報告書が提出されたので報告する。令和元年 1 1 月 2 9 日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、109 ページをご覧ください。

株式会社相模ファームから報告書の提出があり、農地所有適格法人としての法人形態、事業、議決権、経営責任者に関する各要件の全てを満たしております。報告書につきましては、110 ページから 112 ページの内容となっています。

続きまして、113 ページをご覧ください。

株式会社田名萩原農園から報告書の提出があり、農地所有適格法人としての各要件の全てを満たしております。報告書につきましては、114 ページから 116 ページの内容となっております。

続きまして、117 ページをご覧ください。

八咲生農園株式会社から報告書の提出があり、農地所有適格法人としての要件の全てを満たしております。なお、こちらの法人は 2 年前に作付全てを露地野菜からワイン用ブドウに切りかえ、収穫が決算ごととなったため、今回の報告では総売上高はゼロ円となっております。報告書につきましては、118 ページから 120 ページの内容となっております。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。ただいまの報告について、ご発言がございましたら、お願いいたします。

議長（八木会長）

よろしいですか。

以上で日程 1 4 報告第 5 4 号を終わります。

日程 1 5 報告第 5 5 号 非農地証明書の発行について

議長（八木会長）

日程 1 5 報告第 5 5 号について、事務局に報告事項の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（松島所長）

それでは、1 2 1 ページをご覧ください。報告議案を朗読します。

報告第 5 5 号 非農地証明書の発行について。別紙の土地につき、非農地証明書交付に関する事務処理要領により非農地であることを確認し、証明書の発行について、相模原市農業委員会事務専決規程第 4 条第 1 項第 2 号の規定により専決処理したので、同条第 2 項の規定により報告する。令和元年 1 1 月 2 9 日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、1 2 2 ページから 1 2 5 ページをご覧ください。

今回の非農地証明書の報告は、本庁管内、津久井事務所管内、合計 8 件です。

非農地の状況の内訳としましては、建築物の敷地が 4 筆、資材置き場・駐車場等が 6 筆、進入路が 2 筆、山林が 1 1 筆、合計 8 件、2 3 筆で、8,243 m²です。いずれも神奈川県が定める農地法の適用を受けない土地に係る運用指針に基づき、非農地証明書を発行いたしました。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。ただいまの報告について、ご発言がございましたら、お願いいたします。

1 6 番（藤村委員）

今までもずっとこういう報告があったんですけど、ちょっと気になった、いろいろなところがあるんですけど、例えば 1 2 2 ページの 1 0 - 2 0、地域内ですね。市街化区域だったらしょうがないかなと思うんですけど、堂々と 2 反歩も資材置き場でずっと置いてあるというのは、どういう状態なんですかね。

事務局（伊藤担当課長）

非農地証明というのは、転用の許可をとらずに農地以外にしてしまった土地が該当します。神奈川県非農地の指針にあるんですが、その状態になってから 1 0 年以上、市から農地法に関して違反の指導等を受けたことがないものに関しては、県の指針によって非農地扱い、非農地証明を発行することができることになっています。ただし、当然、その中で農地区分がありますから、今の土地でいきますと、第 3 種農地に該当します。要は、転用はできる立地基準であれば、第 2 種農地、第 3 種農地、そこで今言ったように 1 0 年以上、いわゆる違反転用をしていたところで、かつ、市からの違反指導がなかったところに関しては、非農地証明の発行手続の対象となっています。

1 6 番（藤村委員）

今年中に何かやろうといったときは農業委員会で審査を受けなければならない、1 0 年たってしまったものは審査でなくて確認だけで終わり、そういうことですね。

事務局（伊藤担当課長）

地区担当委員さんと現地を確認して、署名をいただいて証明の発行手続を行っているところです。

議長（八木会長）

今、事務局からお話もありましたけれども、農業委員さんが現地を確認して手続が進められたということでございます。いずれの件についても、農業委員が現地を確認していますので、よろしく願いいたします。

ほかにございますか。

なければ、以上で日程 1 5 報告第 5 5 号を終わります。

日程 16 報告第 56 号 国税徴収法による滞納処分に係る農地等の現

況照会に対する調査結果の報告について

議長（八木会長）

日程 16 報告第 56 号について、事務局に報告事項の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤担当課長）

それでは、126 ページをご覧ください。朗読いたします。

報告第 56 号 国税徴収法による滞納処分に係る農地等の現況照会に対する調査結果の報告について。相模原市農業委員会事務専決規程第 6 条第 1 項第 2 号の規定により、別紙農地に係る照会事案について調査結果を専決処理し、東京国税局長に対し報告したので、第 6 条第 2 項の規定により報告する。令和元年 11 月 29 日提出。相模原市農業委員会事務局長。

それでは、127 ページをご覧ください。

番号 1 は、10 月 23 日付で、東京国税局より照会を受けた土地、1 件、1 筆です。本件土地は市街化区域内の狭小土地のため、航空写真及び事務局の現地調査により、11 月 1 日に非農地であることを確認し、11 月 6 日付で回答したものです。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。ただいまの報告について、ご発言がございましたら、お願いいたします。

17 番（高橋委員）

滞納処分というのはどんな意味でしょうか。

事務局（伊藤担当課長）

税金を納めていない方に対して、多分、この土地を公売するための調査だと思います。

17 番（高橋委員）

公売、公にね。

事務局（伊藤担当課長）

国の機関、公共団体ですから、公売になります。民間の金融業者とかがする場合は競売になります。よろしいでしょうか。

17 番（高橋委員）

はい。

議長（八木会長）

ほかにございませんか。

以上で日程 16 報告第 56 号を終わります。

日程 17 報告第 57号 地目変更登記に係る農地等の現況照会に対す

る調査結果の報告について

議長（八木会長）

続いて、日程 17 報告第 57号について、事務局に報告事項の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤担当課長）

それでは、128ページをご覧ください。朗読いたします。

報告第 57号 地目変更登記に係る農地等の現況照会に対する調査結果の報告について。相模原市農業委員会事務専決規程第 6 条第 1 項第 2 号の規定により、別紙農地に係る照会事案について調査結果を専決処理し、横浜地方法務局相模原支局登記官に対し報告したので、第 6 条第 2 項の規定により報告する。令和元年 11 月 29 日提出。相模原市農業委員会事務局長。

それでは、129ページをご覧ください。横浜地方法務局相模原市支局より、10 月 18 日付で紹介を受けた土地、2 件、2 筆です。本案件は、農地転用許可済みであり、原状回復命令を発する予定はなしとして、10 月 30 日付で回答したものです。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。ただいまの報告について、ご発言がございましたら、お願いいたします。

16 番（藤村委員）

先ほどの質問と同類だと思うんですけど、市街化区域でありまして、非農地ということで認めるのは全く問題ないんですが、例えば、私もこの土地の税額はわからないんですけど、宅地ですと、年間 18 万円の税金がかかっている。55 年で、おおまかに 1,000 万円ぐらいの税金がかかっていたはずですけど、農地だと、とても安い値段です。実際にどうなっていたかというのはわかりますか。

事務局（伊藤担当課長）

こちらの土地 2 筆につきましては、既に宅地となっておりまして、固定資産税・都市計画税の課税も宅地で評価されています。申請人は不明ですけれども、今回、地目変更の登記を行おうとしたときに、既に許可済みの土地ですから、農業委員会で発行する農地転用の許可済証を添付すれば、こういう照会はなかったものです。その添付がなくて、登記をやってくれと登記所に提出したものですから、それに関して、農業委員会に照会が来たという流れになります。

議長（八木会長）

よろしいですか。

議長（八木会長）

ほかにございますか。

それでは、以上で日程 17 報告第 57号を終わります。

日程 1 8 報告第 5 8 号 相続等による農地の権利取得届出の受理の報

告について

議長（八木会長）

続いて、日程 1 8 報告第 5 8 号について、事務局に報告事項の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤担当課長）

それでは、130 ページをご覧ください。朗読いたします。

報告第 5 8 号 相続等による農地の権利取得届出の受理の報告について。相模原市農業委員会事務専決規程第 7 条第 1 号の規定により、別紙相続等による農地の権利取得届出の受理を専決処理したので、第 6 条第 2 項の規定により報告する。令和元年 1 1 月 2 9 日提出。相模原市農業委員会事務局長。

それでは、131 ページをご覧ください。

今回の届け出件数は、本庁管内の 2 件、13 筆でございます。現況が農地の筆につきましても、農業委員会によるあっせんの希望はございませんでした。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。ただいまの報告について、ご発言がございましたら、お願いいたします。

議長（八木会長）

よろしいですか。

以上で日程 1 8 報告第 5 8 号を終わります。

日程 19 報告第 59 号 市街化区域内農地の転用届出の受理の報告に

ついて

議長（八木会長）

続いて、日程 19 報告第 59 号について、事務局に報告事項の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤担当課長）

それでは、132 ページをご覧ください。朗読いたします。

報告第 59 号 市街化区域内農地の転用届出の受理の報告について。相模原市農業委員会事務専決規程第 7 条第 2 号及び第 8 条第 2 号の規定により、別紙農地の転用に係る届出の受理を専決処理したので、第 6 条第 2 項の規定により報告する。令和元年 11 月 29 日提出。相模原市農業委員会事務局長。

それでは、133 ページから 135 ページをご覧ください。

第 4 条の届け出件数は、本庁分及び津久井事務所分を合わせて、18 件、30 筆です。

続きまして、136 ページから 141 ページをご覧ください。

第 5 条の届け出の件数は、本庁分と津久井事務所分を合わせて、33 件、51 筆になります。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。ただいまの報告について、ご発言がございましたら、お願いいたします。

議長（八木会長）

よろしいですか。

以上で日程 19 報告第 59 号を終わります。

以上をもちまして、相模原市農業委員会第 9 回総会を終了いたします。